

公益社団法人米子広域シルバー人材センター利用規約

(目的)

第1条 この規約は、公益社団法人米子広域シルバー人材センター(以下「センター」という。)と発注者(センターを通じてセンターの会員(以下「会員」という。)に業務を委託する者をいう。以下同じ。)との間において、発注者がセンターを通じて会員に業務委託をするときのセンター及び発注者が行う役割について、定めるものとする。

(利用契約の締結)

第2条 センターは、発注者がセンターを通じて会員に業務委託をするときは、発注者とセンター利用契約(以下「利用契約」という。)を締結するものとする。

2 センターは、前項の規定に関わらず、利用契約の契約額が50万円以下の場合は、利用契約の契約書の作成を省略することができる。

3 センターは、前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約に必要な事項を記載した受任書その他これに準ずる書類を発注者に提出するものとする。ただし、契約の内容により、発注者が必要ないと認めるときは、この限りでない。

(就業条件)

第3条 発注者がセンターを通じて会員に委託する業務(以下「会員業務」という。)に係る就業条件は、センターと発注者との間で別に定めるもののほか、センター会員業務就業規約(以下「就業規約」という。)に定めるところによる。

(業務実施会員の選定等)

第4条 センターは、会員のうちから会員業務の実施に必要な技能等を考慮して、会員業務を実施する会員(以下「業務実施会員」という。)を選定するものとする。

2 発注者は、前項の規定により選定された業務実施会員に対して、センターを通じて会員業務を委託するものとする。

(センター及び発注者の責務)

第5条 センターは、業務実施会員が会員業務を円滑かつ適切に実施できるように発注者及び業務実施会員との連絡調整を行うものとする。この場合において、業務実施会員に対する連絡調整は、指揮命令に当たらない範囲で行わなければならない。

2 センターは、本規約に定めるセンターの業務(以下「センター業務」という。)の実施に当たり、関係法令を遵守するとともに、善良なる管理者の注意をもってセンター業務を実施するものとする。

3 発注者は、本規約に定める義務のほか、業務実施会員が会員業務を行うに当たり、業務実施会員の安全の確保その他の就業環境の整備に取り組む責務を有し、センターは、業務実施会員に対する安全教育、業務実施会員に事故が発生した場合の対応及び業務実施会員が発注者又は第三者に対して負う損害賠償責任を担保する保険の提供を行う責務を有するものとする。

(会員業務及びセンター業務の対価)

第6条 発注者は、業務実施会員に会員業務の対価として、会員業務委託料を支払うものとする。

2 発注者は、センターにセンター業務の対価として、センター業務委託料を支払うものとする。

(請求及び支払いの方法)

第7条 業務実施会員は、前条第1項に規定する会員業務委託料の発注者への請求及びその受領をセンターに委託するものとする。

2 発注者は、センターが発行する請求書に定める支払期日までに会員業務委託料及びセンター業務委託料(この条において「会員業務委託料等」という。)をセンターに支払うものとする。

3 発注者は、会員業務の実施に必要な材料の購入に要する費用その他必要な費用に相当する額(以下「材料費等相当額」という。)があるときは、材料費等相当額を会員業務委託料等に加えてセンターに支払うも

のとする。

- 4 発注者は、前2項の会員業務委託料等及び前項の材料費等相当額の支払に係る金融機関等への支払手数料を負担するものとする。

(権利・義務の移転の禁止)

第8条 センター及び発注者は、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める権利の全部又は一部を他に譲渡し、又は第三者のために担保に供してはならない。

- 2 センター及び発注者は、相手方からの事前の書面又は電磁的方法による承諾なしに、本規約に定める義務の全部又は一部を自己に代わって第三者に履行させてはならない。

(守秘義務・個人情報管理)

第9条 センター及び発注者は、相手方の秘密を第三者に漏えいしてはならない。

- 2 センター及び発注者は、相手方又は第三者の個人情報を適正に取り扱わなければならない。

- 3 前2項の規定は、センター業務の終了後においても、なお効力を有するものとする。

(双方代理の承諾)

第10条 発注者は、会員業務の遂行及びこれに関する一切の行為において、センターが発注者及び業務実施会員の双方を代理することについて、あらかじめ異議なく承諾するものとする。

(反社会的勢力の排除)

第11条 センター及び発注者は、相手方が反社会的勢力(暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者、暴力団員準構成員、暴力団関係企業、総会屋その他これらに準ずる者をいう。以下同じ。)に該当することが判明したとき又は次に掲げる各号の一に該当することが判明したときは、催告を要せず利用契約を解除することができるものとする。

(1) 反社会的勢力が経営を支配していると認められるとき。

(2) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(3) 自己若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、不当に反社会的勢力を利用したと認められるとき。

(4) 反社会的勢力に対して資金(金銭、商品、サービス、不動産、武器その他経済的利益)を提供し、又は便宜を供与する等の関与をしていると認められるとき。

(5) 役員又は経営に実質的に関与している者が反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

- 2 センター及び発注者は、相手方が自ら又は第三者を利用して次に掲げる各号の一に該当する行為をした場合は、催告を要せず利用契約を解除することができるものとする。

(1) 暴力的な要求行為

(2) 法的な責任を超えた不当な要求行為

(3) 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為

(4) 風説を流布し、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を棄損し、又は相手方の業務を妨害する行為

(5) 前各号に準ずる行為

- 3 前2項の規定により利用契約を解除された者は、利用契約の解除により生ずる損害を相手方に請求してはならない。

(損害賠償)

第12条 センター及び発注者は、その責めに帰すべき事由により相手方に損害を与えた場合は、その損害を賠償する責任を負うものとする。

(その他)

第13条 センターは、本利用規約及びセンター就業規約をセンターのホームページに掲載するものとする。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年10月7日から施行し、令和8年10月1日から適用する。